佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改止前
第1条 佐賀県教育庁に属する職員の職(臨時又は非常勤の職(地方
公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の
6 第 2 項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員の
職並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第
110号)第18条第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採
用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項の規定により
採用された職員の職を除く。)を除く。)の設置及び地方教育行政の
組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第1項
に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあ
るものを除くほか、この規則の定めるところによる。

別表(第4条関係)

左欄(職員)	右欄(職)
略	
事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、社会 教育主事補、体育指導員
技術職員	主幹、主査、副主査、主任保健師、主 任栄養士、学校保健技師、医師、栄養 士
略	

改正後

第1条 佐賀県教育庁に属する職員の職の設置及び地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第1項 に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあ るものを除くほか、この規則の定めるところによる。

別表(第4条関係)

左欄(職員)	右欄(職)
略	
事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、社会 教育主事補、体育指導員 <u>、会計年度任</u> <u>用職員</u>
技術職員	主幹、主査、副主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員
略	

附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。